6　財政安定化基金

支援納付金の納付に要した費用の額について、財政安定化基金を充てる額の算定に含めるよう所要の規定の整備を行うこととした。（第八一条の二第一〇項関係）

九　国民年金法の一部改正関係

1　被保険者が出産に係る子を養育する場合においては、当該被保険者は、出産予定日から起算して三月を経過した日の属する月から当該出産予定日から起算して一二月を経過した日（当該日の前日までに、当該子が死亡したときその他当該被保険者が当該子を養育しないこととなった事由が生じたときは、当該事由が生じた日の翌日）が属する月の前月までの期間に係る保険料は、納付することを要しないこととした。（第八八条の三第一項関係）

2　被保険者（1の被保険者を除く。）は、子を養育することとなった日の属する月から当該子が一歳に達する日（当該子が一歳に達する日の前日までに、当該子が死亡したときその他当該被保険者が当該子を養育しないこととなった事由が生じたときは、当該事由が生じた日）の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料は、納付することを要しないこととした。（第八八条の三第二項関係）

3　1及び2により納付することを要しないものとされた保険料に相当する額については、政令で定めるところにより、支援納付金により補塡することとした。（第八八条の三第三項関係）

一〇　児童扶養手当法の一部改正関係

児童扶養手当の手当額について、第三子以降の加算額を第二子の加算額と同額まで引き上げることとした。（第五条第二項関係）

一一　地方公務員等共済組合法の一部改正関係

1　七の2に準じた改正を行い、育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金について所要の規定の整備を行うこととした。（第七〇条の三及び第七〇条の五関係）

2　支援納付金の費用負担等について、七の3に準じた改正を行うこととした。（第四三条第二項及び第一一三条関係）

一二　児童手当法の一部改正関係

1　施設入所等児童の範囲の拡大

「施設入所等児童」の定義に、次に掲げる児童を追加することとした。（第三条第三項第一号及び第三号関係）

㈠　児童自立生活援助事業を行う者から児童自立生活援助を受けている児童

㈡　母子生活支援施設に入所している児童（児童のみで構成する世帯に属しているものに限る。）

2　児童手当の支給期間の延長

児童手当の支給期間を一八歳に達する日以後の最初の三月三一日までとすることとした。（第四条第一項第一号及び第四号関係）

3　所得制限の撤廃

児童手当の支給要件のうち所得制限を撤廃することとした。（第五条及び附則第二条関係）

4　児童手当の額

第三子以降算定額を三万円とする等、個人受給資格者、法人受給資格者及び施設等受給資格者の児童手当の額について所要の規定の整備を行うこととした。（第六条第一項関係）

5　児童手当の支払

児童手当については、毎年二月、四月、六月、八月、一〇月及び一二月の六期に、それぞれの前月までの分を支払うこととした。（第八条第四項関係）

6　児童手当に要する費用の負担等

㈠　児童手当に要する費用の負担

(1)　被用者に対する三歳未満児童手当の支給に要する費用は、その全額につき㈡の(1)の国からの交付金をもって充てることとした。（第一八条第一項関係）

(2)　被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下この6において同じ。）に対する三歳未満児童手当の支給に要する費用は、その一五分の一三に相当する額につき㈡の(2)の国からの交付金を、一五分の一に相当する額につき㈢の(1)の都道府県からの交付金をもって充てるものとし、当該費用の一五分の一に相当する額につき市町村が負担することとした。（第一八条第二項関係）

(3)　被用者及び被用者等でない者に対する三歳以上児童手当の支給に要する費用は、その九分の七に相当する額につき㈡の(3)の国からの交付金を、九分の一に相当する額につき㈢の(2)の都道府県からの交付金をもって充てるものとし、当該費用の九分の一に相当する額につき市町村が負担することとした。（第一八条第三項関係）

㈡　国から市町村に対する交付

(1)　政府は、市町村に対し、市町村長が支給する児童手当の支給に要する費用のうち被用者の三歳未満児童手当に係る部分に充当させるため、当該費用の全額に相当する額を交付することとした。この場合において、政府が交付する交付金のうち、その五分の二に相当する額は拠出金を、その五分の三に相当する額は支援納付金を原資とすることとした。（第一九条第一項関係）

(2)　政府は、市町村に対し、市町村長が支給する児童手当の支給に要する費用のうち被用者等でない者の三歳未満児童手当に係る部分に充当させるため、その一五分の一三に相当する額を交付することとした。この場合において、政府が交付する交付金のうち、当該費用の一五分の四に相当する額は国庫が負担し、当該費用の三分の一に相当する額は支援納付金を原資とすることとした。（第一九条第三項関係）

(3)　政府は、市町村に対し、市町村長が支給する児童手当の支給に要する費用のうち被用者及び被用者等でない者の三歳以上児童手当に係る部分の九分の一に相当する額を負担するものとし、市町村に対し、当該費用に充当させるため当該額を交付することとした。（第一九条の二第二項関係）

㈢　都道府県から市町村に対する交付

(1)　都道府県は、市町村に対し、市町村長が支給する児童手当の支給に要する費用のうち被用者等でない者の三歳未満児童手当に係る部分の一五分の一に相当する額を負担するものとし、市町村に対し、当該費用に充当させるため当該額を交付することとした。（第一九条の二第一項関係）

(2)　都道府県は、市町村に対し、市町村長が支給する児童手当の支給に要する費用のうち被用者及び被用者等でない者の三歳以上児童手当に係る部分の九分の一に相当する額を負担するものとし、市町村に対し、当該費用に充当させるため当該額を交付することとした。（第一九条の二第一項関係）

一三　雇用保険法の一部改正関係

1　目的の改正

雇用保険の目的に、労働者が子を養育するために所定労働時間を短縮することによる就業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図ることを追加することとした。（第一条関係）

2　育児休業等給付の創設

育児休業等給付は、育児休業給付、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付とするものとし、育児休業給付は、育児休業給付金及び出生時育児休業給付金とすることとした。（第六一条の六第一項及び第二項関係）

3　出生後休業支援給付の創設

㈠　被保険者が、対象期間内にその子を養育するための休業（以下この3において「出生後休業」という。）をした場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときに、当該被保険者が出生後休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなした場合に算定される賃金日額に相当する